

鈴川海浜スポーツ公園利用規程

平成 31 年 4 月

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県港湾管理条例第 3 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、「鈴川海浜スポーツ公園」の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(全体に関すること)

第 2 条 全体に関することについて次のように定める。

- (1) 施設を大切に使い、他の人に迷惑をかけないように使用すること。
- (2) 植栽や芝生を損傷する、汚す等の行為は禁止する。
- (3) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (4) 花火、焚き火、バーベキュー等、火気の使用は原則禁止する。
- (5) 園内での寝泊りは禁止する。
- (6) 立入禁止区間及び工事区間への立入を禁止する。
- (7) 競技としての野球、サッカー、ゴルフ(グラウンドゴルフ、パークゴルフなど)等の球技の使用は、事前の申し込みを必要とする。
- (8) 通路及び駐車場でのスケートボード、ボール遊び等は禁止する。
- (9) ドローンを含むラジコンなどの使用は原則禁止する。
- (10) 付近の海岸に津波、高潮等の注意報、警報が発令された場合、公園の利用を中止して速やかに退去すること。

(乗り物の利用に関すること)

第 3 条 乗り物の利用に関することについて次のように定める。

- (1) 自動車、バイク、原動機付自転車、自転車等は所定の駐車場、駐輪場に止めること。
- (2) 自動車、バイク、原動機付自転車、自転車等の乗り入れは駐車場、駐輪場までとする。(ただし、管理車両、許可車両を除く)

(ペット(犬及び小動物)に関すること)

第 4 条 ペットに関することについて次のように定める。

- (1) ペットの散歩をするときは、必ずリードをつけること。
- (2) ペットの糞は放置せず必ず持ち帰ること。
- (3) ペットは園路以外の場所には連れて入らないこと。

(許可が必要な行為)

第5条 次の行為については田子の浦港管理事務所長の許可を必要とする。

- (1) イベント、集会等の開催
- (2) 一部又は全部を独占して利用する行為
- (3) 構造物を設置する行為
- (4) テレビ、映画等の撮影行為
- (5) 物品を販売する行為
- (6) その他、所長が許可を必要と判断する行為

附則

- 1 この規定は、平成31年4月1日から施行する。